貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

自治体名:安芸市 会計:一般会計等

(単位:円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------------|-----------------|------------|-----------------|
| | 立 祝 | | 立祖 |
| 【資産の部】 | | 【負債の部】 | |
| 固定資産 | 58,822,532,786 | | 14,720,691,456 |
| 有形固定資産 | 51,769,124,798 | | 12,901,075,456 |
| 事業用資産 | 24,191,589,621 | | - |
| 土地 | 13,082,914,071 | 退職手当引当金 | 1,819,616,000 |
| 立木竹 | 210,541,410 | 損失補償等引当金 | - |
| 建物 | 22,533,440,876 | その他 | - |
| 建物減価償却累計額 | -16,162,025,588 | | 1,477,710,144 |
| 工作物 | 6,299,002,296 | 1年内償還予定地方債 | 1,215,509,325 |
| 工作物減価償却累計額 | -3,334,191,503 | 未払金 | - |
| 船舶 | 2,980,000 | 未払費用 | - |
| 船舶減価償却累計額 | -2,979,999 | 前受金 | - |
| 浮標等 | - | 前受収益 | - |
| 浮標等減価償却累計額 | - | 賞与等引当金 | 142,154,926 |
| 航空機 | - | 預り金 | 120,045,893 |
| 航空機減価償却累計額 | _ | その他 | _ |
| その他 | _ | 負債合計 | 16,198,401,600 |
| その他減価償却累計額 | _ | 【純資産の部】 | |
| 建設仮勘定 | 1,561,908,058 | 固定資産等形成分 | 60,552,229,785 |
| インフラ資産 | 27,097,500,755 | 余剰分(不足分) | -15,155,308,374 |
| 土地 | 2,039,360,351 | | |
| 建物 | 393,836,029 | | |
| 建物減価償却累計額 | -225,989,561 | | |
| 工作物 | 60,766,236,181 | | |
| 工作物減価償却累計額 | -36,386,991,019 | | |
| その他 | _ | | |
| その他減価償却累計額 | _ | | |
| 建設仮勘定 | 511,048,774 | | |
| 物品 | 4,836,725,535 | | |
| 物品減価償却累計額 | -4,356,691,113 | | |
| 無形固定資産 | 111,320,983 | | |
| ソフトウェア | 103,472,983 | | |
| その他 | 7,848,000 | | |
| 投資その他の資産 | 6,942,087,005 | | |
| 投資及び出資金 | 396,083,134 | | |
| 有価証券 | 38,454,303 | | |
| 出資金 | 357,628,831 | | |
| その他 | - | | |
| 投資損失引当金 | _ | | |
| 長期延滞債権 | 63,908,839 | | |
| 長期貸付金 | 12,127,200 | | |
| 基金 | 6,469,643,542 | | |
| 一一 減債基金 | 2,176,748,716 | | |
| その他 | 4,292,894,826 | | |
| その他 | 1,782,988 | | |
| | -1,458,698 | | |
| 流動資産 | 2,772,790,225 | | |
| 現金預金 | 1,031,822,946 | | |
| 未収金 | 10,576,574 | | |
| 短期貸付金 | 529,365,583 | | |
| 基金 | | | |
| 本业 財政調整基金 | 1,200,331,416 | | |
| 減債基金 | 1,200,331,416 | | |
| 棚卸資産 | _ | | |
| 一 伽印貝性 その他 | - | | |
| 徴収不能引当金 | 972,000 | 純資産合計 | 45.000.004 |
| 資産合計 | -2/8,294 | 負債及び純資産合計 | 45,396,921,411 |
| 具圧口削 | 61,595,323,011 | 只頃以び祀貝性ロ引 | 61,595,323,011 |

行政コスト計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:安芸市 会計:一般会計等

(単位·円)

| 会計:一般会計等 | (単位:円) |
|-------------|----------------|
| 科目 | 金額 |
| 経常費用 | 11,731,159,859 |
| 業務費用 | 6,638,365,707 |
| 人件費 | 2,356,010,637 |
| 職員給与費 | 1,748,063,297 |
| 賞与等引当金繰入額 | 142,154,926 |
| 退職手当引当金繰入額 | 208,658,045 |
| その他 | 257,134,369 |
| 物件費等 | 4,180,995,512 |
| 物件費 | 2,026,985,019 |
| 維持補修費 | 107,355,397 |
| 減価償却費 | 2,046,655,096 |
| その他 | _ |
| その他の業務費用 | 101,359,558 |
| 支払利息 | 34,432,627 |
| 徴収不能引当金繰入額 | 1,736,992 |
| その他 | 65,189,939 |
| 移転費用 | 5,092,794,152 |
| 補助金等 | 1,790,294,907 |
| 社会保障給付 | 2,146,500,843 |
| 他会計への繰出金 | 1,135,664,737 |
| その他 | 20,333,665 |
| 経常収益 | 682,707,241 |
| 使用料及び手数料 | 440,429,038 |
| その他 | 242,278,203 |
| 純経常行政コスト | 11,048,452,618 |
| 臨時損失 | 1,630,171,668 |
| 災害復旧事業費 | 1,623,179,375 |
| 資産除売却損 | 6,992,293 |
| 投資損失引当金繰入額 | _ |
| 損失補償等引当金繰入額 | _ |
| その他 | - |
| 臨時利益 | 2,257,495 |
| 資産売却益 | 2,257,495 |
| その他 | |
| 純行政コスト | 12,676,366,791 |

純資産変動計算書 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:安芸市 会計:一般会計等

(単位:円)

| 科目 | 合計 | 固定資産 等形成分 | 余剰分 (不足分) | |
|------------------|-----------------|----------------|-----------------|--|
| 前年度末純資産残高 | 44,862,241,502 | 59,330,952,954 | -14,468,711,452 | |
| 純行政コスト(Δ) | -12,676,366,791 | | -12,676,366,791 | |
| 財源 | 13,175,599,367 | | 13,175,599,367 | |
| 税収等 | 8,243,880,842 | | 8,243,880,842 | |
| 国県等補助金 | 4,931,718,525 | | 4,931,718,525 | |
| 本年度差額 | 499,232,576 | | 499,232,576 | |
| 固定資産等の変動(内部変動) | | 1,185,828,238 | -1,185,828,238 | |
| 有形固定資産等の増加 | | 3,016,669,842 | -3,016,669,842 | |
| 有形固定資産等の減少 | | -2,053,045,203 | 2,053,045,203 | |
| 貸付金・基金等の増加 | | 2,255,282,108 | -2,255,282,108 | |
| 貸付金・基金等の減少 | | -2,033,078,509 | 2,033,078,509 | |
| 資産評価差額 | 378,000 | 378,000 | | |
| 無償所管換等 | 35,070,393 | 35,070,393 | | |
| その他 | -1,060 | 200 | -1,260 | |
| 本年度純資産変動額 | 534,679,909 | 1,221,276,831 | -686,596,922 | |
| 本年度末純資産残高 | 45,396,921,411 | 60,552,229,785 | -15,155,308,374 | |

資金収支計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:安芸市 会計:一般会計等

(単位:円)

| 科目 | 金額 |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| 【業務活動収支】 | 业识 |
| [未榜治則収文] 業務支出 | |
| 業務費用支出 | 9,629,382,742 |
| 大件費支出 | 4,536,588,590 |
| 物件費等支出 | 2,302,625,608 |
| - 初叶貝寺又山 支払利息支出 | 2,134,340,416 |
| その他の支出 | 34,432,627 |
| 移転費用支出 | 65,189,939 |
| 補助金等支出 | 5,092,794,152 |
| 社会保障給付支出 | 1,790,294,907 |
| 他会計への繰出支出 | 2,146,500,843 |
| その他の支出 | 1,135,664,737 |
| 業務収入 | 20,333,665 |
| 税収等収入 | 11,854,552,794 |
| 国県等補助金収入 | 8,251,975,340 |
| 使用料及び手数料収入 | 2,921,365,312 |
| その他の収入 | 440,501,838 |
| 臨時支出 | 240,710,304 |
| 災害復旧事業費支出 | 1,626,699,375 |
| その他の支出 | 1,623,179,375 |
| 臨時収入 | 3,520,000 |
| 業務活動収支 | 1,171,174,000 1,769,644,677 |
| 【投資活動収支】 | 1,709,044,077 |
| 投資活動支出 | 5,254,677,778 |
| 公共施設等整備費支出 | 3,016,669,842 |
| 基金積立金支出 | 1,711,107,936 |
| 投資及び出資金支出 | 1,711,107,930 |
| 貸付金支出 | 526,900,000 |
| その他の支出 | - |
| 投資活動収入 | 2,855,640,385 |
| 国県等補助金収入 | 839,179,213 |
| 基金取崩収入 | 1,515,971,206 |
| 貸付金元金回収収入 | 493,859,888 |
| 資産売却収入 | 6,202,243 |
| その他の収入 | 427,835 |
| 投資活動収支 | -2,399,037,393 |
| 【財務活動収支】 | 2,000,007,000 |
| 財務活動支出 | 1,592,760,112 |
| 地方債償還支出 | 1,592,760,112 |
| その他の支出 | - |
| 財務活動収入 | 2,343,210,000 |
| 地方債発行収入 | 2,343,210,000 |
| その他の収入 | _ |
| 財務活動収支 | 750,449,888 |
| 本年度資金収支額 | 121,057,172 |
| 前年度末資金残高 | 790,719,881 |
| 本年度末資金残高 | 911,777,053 |
| 前年度末歳計外現金残高 | 108,511,339 |
| 本年度歳計外現金増減額 | 108,511,339 |
| 本年度末歳計外現金残高 | 120,045,893 |
| 本年度末現金預金残高 | |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 1,031,822,946 |

安芸市 一般会計等財務書類における注記

1.重要な会計方針

- (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ①有形固定資産 · · · · · · 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・ 再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産・・・・・・・・・・・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・ 取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2)有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的有価証券なし
 - ②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの・・・・・・・・・・取得原価

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法 なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物6 年 ~ 50 年工作物3 年 ~ 75 年物品2 年 ~ 50 年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法 ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

(4)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上してい ます。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

4損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の 見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が 300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(6)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払い を含んでいます。

- (7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に 資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

- 2.重要な会計方針の変更等 (令和3年度における変更点)
 - (1)会計方針の変更なし
 - (2)表示方法の変更なし
 - (3)資金収支計算書における資金の範囲の変更なし
- 3.重要な後発事象
 - (1)主要な業務の改廃なし
 - (2)組織・機構の大幅な変更なし
 - (3)地方財政制度の大幅な改正なし
 - (4)重大な災害等の発生なし
- 4.偶発債務
 - (1)保証債務及び損失補償債務負担の状況 なし
 - (2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものなし

5.追加情報

- (1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - (1)一般会計等の財務書類の会計区分は以下の通りです。
 - 一般会計

元気バス事業特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

鉄道経営助成基金事業特別会計

墓地公園事業特別会計

- ②一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が 生じる場合があります。
- ⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率-%連結実質赤字比率-%実質公債費比率5.9%将来負担比率-%

- ⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 13.736.190千円
- (7)繰越事業に係る将来支出予定額

一般会計 繰越明許費 4,051,585千円一般会計 事故繰越 395,008千円

⑧過年度修正等に関する事項 なし

- (2)貸借対照表に係る事項
 - ①会計基準を変更したことによる影響額等 ア.財務書類の対象となる会計の変更 なし
 - イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額 なし

②売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア.範囲

売却予定とされている公共資産

イ.内訳

なし

③減債基金に係る積立不足額 なし

④基金借入金(繰替運用)残高 なし

⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

13,736,190千円

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 6,957,535千円 元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,220,880千円 将来負担額 20,341,354千円

充当可能基金額6,638,376千円特定財源見込額249,977千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 13,736,190千円

(3)行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5)資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

△ 399,823 千円

②既存の決算情報との関連性

| | 収入(歳入) | 支出(歳出) |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 歳入歳出決算書 | 17,613,437千円 | 16,744,044千円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 1,460,552千円 | 1,418,168千円 |
| 繰越金に伴う差額 | △ 790,720千円 | - |
| 会計間の資金移動に伴う差額 | △ 58,691千円 | △ 58,691千円 |
| 資金収支計算書 | 18,224,577千円 | 18,103,520千円 |

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、 資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の 特別会計の分だけ相違します。

(元気バス事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、鉄道経営助成基金事業特別会計、 墓地公園事業特別会計)

歳入歳出決算書では、繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

また、一般会計から元気バス事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、鉄道経営助成基金事業特別会計へ繰出金があり、相殺処理を行っているため金額が相違しています。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳 資金収支計算書

| 業務活動収支 | 1,769, | 645 千円 |
|-----------------|------------|--------|
| 投資活動収支の国県等補助金収入 | 839,179 | 千円 |
| 未収債権額の増加 | 9,710 | 千円 |
| 未収債権額の減少 | △17,407 | 千円 |
| 減価償却費 | △2,046,655 | 千円 |
| 賞与等引当金繰入額(増減額) | 16,959 | 千円 |
| 退職手当引当金繰入額(増減額) | △70,344 | 千円 |
| 徴収不能引当金繰入額(増減額) | △1,178 | 千円 |
| 資産売却益 | 2,257 | 千円 |
| 資産除売却損 | △3,472 | 千円 |
| その他 | 539 | 千円 |
| 純資産変動計算書の本年度差額 | 499, | 233 千円 |

4)一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額

2,000,000千円

一時借入金に係る利子額

なし

⑤重要な非資金取引

なし